

川口市野球連盟創立100周年事業基金に関する細則

川口市野球連盟規約（以下、「規約」という。）第40条の規定により、「川口市野球連盟創立100周年事業基金に関する細則（以下、「本細則」という。）」を定めるものである。

（趣旨）

第1条 本細則は、規約第2章第3条及び第4条4の規定に基づき、川口市野球連盟創立100周年を記念する事業の基金（以下「本基金」という。）に関し、その詳細を明確にするものである。

（原資）

第2条 本基金は、「埼玉アストライアを応援する川口市民の会（平成28年5月設立、令和3年7月改再編（スポーツ活動を応援する川口市民の会）、令和6年6月解散）」からの寄付金を原資とした、「市内高等学校硬式野球部甲子園大会出場支援基金」（令和7年1月25日廃止）のうち、1,000,000円を原資とする。

（使途）

第3条 本基金は、川口市野球連盟創立100周年を記念する事業に充てるものとし、使途の決定は理事会の承認を得ることとする。

（附則）

第4条 本細則は、令和7年1月25日に施行する。